

川島町水道事業経営研究会設置要綱

〔平成24年9月28日〕
企業管理規程第7号

(設置)

第1条 川島町水道事業の円滑な運営について調査及び研究するため、川島町水道事業経営研究会（以下「研究会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について調査及び研究する。

- (1) 水道事業経営に関する事項
- (2) 水道料金に関する事項
- (3) その他水道事業運営上必要な事項

(組織等)

第3条 研究会の委員（以下「委員」という。）は、水道事業の事務を経験した職員10人以内をもって組織し、町長が指名する。

2 委員の任期は、水道事業経営についての調査及び研究が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 研究会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を処理し、研究会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 研究会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 研究会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、上下水道課において所掌する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。